

主な質疑応答

Q 1 なぜ今回和光市に広域処理施設を建設することになったのですか。

A 1 和光市単独で焼却施設の建替えを想定した場合、用地を拡張しないと建替えが難しい状況です。用地を拡張するのであれば、広域化により焼却施設の共同建設を行うほうが両市にメリットがあるとの判断から、和光市に建設することで基本合意書が締結され、協議を開始しました。広域処理施設は令和10年度に稼働予定です。

Q 2 建設予定地は地盤が弱く、河川氾らん時に浸水が想定される地区のようですが、大丈夫でしょうか。

A 2 今後、地盤調査等を行い、浸水なども想定した上で施設基本計画を立案していく予定です。

Q 3 周辺道路の交通量が増えると思いますが、対策は考えていますか。

A 3 出入りする経路は十分な幅のある道路に限定するなど、令和3年度から実施する生活環境影響調査の結果を踏まえて、今後、具体的に検討し、できるだけ影響を抑えるように考えていきます。

Q 4 新施設になると、市民のごみ減量意識が薄れることはありませんか。

A 4 ごみの処理は、両市共同で行う予定ですが、ごみの減量化の呼びかけなどは、それぞれの市が継続して行います。ごみ広域処理施設の運営に関する費用負担がごみの搬入量割合で決まることから、両市がごみの減量化を良い意味で競い合っていくような形にできればと考えています。

Q 5 朝霞市のクリーンセンターは、なくなるのですか。

A 5 まずは可燃ごみと不燃・粗大ごみについて広域処理施設を建設します。将来的に全てのごみ種の広域処理を目指していますが、びん・缶や段ボール、プラスチック類などの資源は、当面は、それぞれの市で処理する予定です。現在の朝霞市クリーンセンターは、広域処理施設が稼働する令和10年度以降に焼却施設を取り壊すこととなりますが、資源化施設については、当面残ることとなります。

Q 6 朝霞市のクリーンセンターの焼却施設を取り壊した跡地はどうなるのですか。

A 6 今後、びん・缶や段ボール、プラスチック類などの資源を広域処理する検討を進めていく中で、跡地に新たな施設の建設が必要になるかどうか、検討していきます。

Q 7 施設から出る臭いや煙などは心配ありませんか。

A 7 必要な対策をして、臭いが外に出ることのないようにします。煙突から出る煙も、有害物質を取り除いて無害化した「蒸気」ですからご安心ください。

Q 8 ごみを直接持ち込む場合、朝霞市民も和光市の施設に行く必要があるのでしょうか。

A 8 ごみを直接持ち込む場合、今後は和光市にある新施設に行ってくださいようお願いすることになります。建設予定地までの距離は、朝霞市内でも、現在の朝霞市クリーンセンターより近くなる地区もあります。

Q 9 身体の不自由な方向けの収集は、継続されますか。

A 9 現在行っている、身体の不自由な方向けの収集は、そのまま継続します。

Q 10 建設予定地の周辺が市街地として開発されていくのでしょうか。

A 10 坂下改良区は農地として優先的に残す地域です。市街地として開発が進むことはないと考えています。